



平成20年1月30日

各 位

会社名 東ソー株式会社
代表者名 代表取締役社長 土屋 隆
(コード番号 4042 東証第1部)
問合せ先 広報室長 池田 悦哉
(TEL 03-5427-5103)

欧州委員会に対する課徴金の支払について

当社及び当社の欧州現地法人である Tosoh Europe B. V. は、クロロブレンゴムの取引に関し、欧州委員会から、欧州競争法違反の事実があるとして、480 万ユーロ（約 7.6 億円）の課徴金の支払を命ずる決定を受け、これまで、その対応を検討して参りましたが、本日開催の取締役会において、課徴金の支払いに応じることを決議いたしました。

当社としましては、上記決定に対し訴訟を提起した場合の、裁判の長期化による時間的・費用的負荷、課徴金の更なる減額の可能性、決定書に示された諸争点について認定された各事実及び適用法令の適否などを総合的に勘案した結果、本件を裁判によらずに早期に解決することが最善であると判断し、課徴金の支払いに応ずることを決定したものであります。

当社は、法令の遵守は経営の根幹であるとしており、コンプライアンスの一層の拡充・推進を図り、関連諸法規の遵守に努めていく所存であります。

以 上